

# 『被害防止ネット』ニュース

平成18年 7月20日

No.3号

[事務局] 小樽消費者協会 〒047-0031 小樽市色内1丁目9番5号 小樽市分庁舎内  
TEL 31-3682 (消費者協会事務局) 23-7851 (消費者センター)  
FAX 22-1345 E-mail: otarushouhi@air.ocn.ne.jp

## 消費者被害防止ネットワーク(被害防止ネット) 若年者分科会開催

平成18年7月6日、小樽市分庁舎内(色内)において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」の若年者分科会が行われました。

会議の冒頭、『被害防止ネット』内に若年者分科会を設けることが承認され、また、分科会委員長に小樽商科大学の石ヶ森学務課長を選出し議事が進められました。

最近の被害報告として、小樽警察署から「20代男性が友人に頼まれ自動車購入の際名義を貸したことから、個人情報流出しヤミ金の被害にあった」という事例が紹介されました。若い人には「友達から頼まれたら断れない」ところがあるようですが、被害に遭わないためには「気軽に名義を貸すことは絶対にしない」また「個人情報の大切さを認識しその扱いには十分注意する」ことが肝要とのお話がありました。

続いて、消費者センターからは、ここ数年携帯電話・パソコンを利用する若者がメールやインターネットを通して架空・不当請求詐欺にあうケースが増加傾向にあり、中には小学校低学年の子供の親が相談に来るなど被害者の低年齢化が進んでいる現状が報告されました。

「無料サイトなどにワンクリックしただけで不当な料金を請求された」「身に覚えのない情報料をメールで請求された」などの相談が代表的なもので、対処法は「無視する」「支払わない」ことが有効であり、また、ネット上などの契約では「未成年者契約」は取消し、「錯誤による契約」は無効となる場合があるなど留意点にも言及しながら事例発表がなされました。



## ◆各団体から◆

今回出席した小樽後志地域障害者就業・生活支援センター「ひろば」、小樽短期大学、小樽市内高等学校校外生活指導連盟、小樽郵便局・特定郵便局部会等からは若年者を取り巻く現状や被害実態などについて以下の報告がありました。

◎ ネット上では興味をそそる情報やサイトが多種多様に氾濫しているが、若者はこれら

の情報を見極める判断が乏しく、つつい気軽な感覚でアクセスしてしまい、高額な不当請求を受けるケースが見受けられる。

◎ 親は子供の携帯電話の使用状況を把握しきれていないので、後から高額な請求がきて驚くという声も聞かれた。

◎ 学生が卒業旅行代金を工面するため、「楽をして儲けたい」という安易な気持ちからネッ

ト上のカジノに手を出し、負けが込んだ挙句サラ金から200万円を借り、ついには犯罪にも手を染めてしまったという実例も紹介されました。

- ◎ 郵便局など金融機関の窓口では職員が振り込み詐欺を未然に防いだケースがあるが、監視の行き届かないキヤッシュコーナーでの機械による振り込み被害を防止する手立ても今後検討していく必要がある。

など、多くの報告や意見が出されました。また、消費者センターからは、最近の明る

いテレビCMの影響などもあって、若者が安易にサラ金からお金を借りたり、悪質業者の言われるままにクレジットを組んだりした結果、多重債務に陥るケースが目立ってきているが、まず若者自身が自らを守る手段として契約に対する基礎知識を身につける必要があるとの話がありました。

さらに、学校・家庭・地域が一体となって連携を取り合いながら情報交換や啓発活動などを通して被害防止に努めていくことの重要性を確認し分科会を終えました。

### ◎ 住宅用火災警報器の訪問販売に注意を

7月7日、住ノ江方面でオレンジ色の制服を着用し消防関係者を装った男性が「消防の指導で火災警報器の確認に来た」と言って訪問してきたが、身分証をすぐ引っ込めたので再提示を求めたところ、慌てた様子で「また来ます」と言い残し帰っていった

というケースのほか、7月10にも祝津方面で「市役所で設置を義務付けている」などと言って火災警報器を売りつけようとする業者が訪ねてきたということが実際にありました。

道内各地でも、「法律で設置が義務付けられた」「取り付けないと処罰される」など同様な手口を使った火災警報器の悪質訪問販売業者が確認されています。

消防法の改正により、火災警報器の設置は、新築・改築の場合は平成18年6月1日から義務付けられましたが、既存の住宅については小樽市の場合平成23年6月1日から適用されることになりました。こうした法律の改正を逆手に取り販売や点検をせまる悪質な業者には十分気をつけましょう。万一購入してしまっても、契約日から8日以内にクーリングオフ通知を配達記録郵便で業者に送付すれば申し込みの撤回や契約の解除ができ、取り付けた警報器も無料で撤去してもらえます。後になって「契約をやめたい」などと思ったら、この制度をぜひ利用してください。

### ● 「出前講座」の活用を

消費者協会では、市内の各種団体からの依頼に応じて消費生活相談員を派遣し、最近の消費者被害などについて講演を行う「出前講座」を実施しています。相談員の派遣は無料となっていますので、未然の消費者被害防止の取り組みに役立てるなど、各団体で大いにご活用ください。

出前講座についてのお申し込み・お問い合わせは、消費者協会 Tel：31-3682までご連絡ください。



### 【被害防止ネット事務局からのお願い】

ネットワークでは、事務局から緊急情報を流したり逆に皆さんから情報をいただいたり、双方向の情報交換を行っていきたくと考えています。

被害報告や参考になる情報などありましたら、事務局への提供をお願いします。いただいた情報

は共有できるよう他の団体にも配信します。

また、情報交換はパソコンメールかファックスを利用しますが、まだアドレスや番号など未届けの団体がございましたらご連絡願います。

➡ E-mail: [otarushouhi@air.ocn.ne.jp](mailto:otarushouhi@air.ocn.ne.jp)  
Fax ; 22-1345